

令和 8 年度環境中ダイオキシン類分析業務委託
仕様書

1 分析項目

ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)

その他、次項に特記されている項目

2 検体数(18検体)

大 気：2ヶ所×4回=8検体

(上記検体とは別に二重測定を1回以上行うこと)

水質：2ヶ所×2回=4検体

(pH、SSも分析)

底 質：2ヶ所×1回=2検体

(水分、強熱減量、粒度組成、有機炭素量、硫化物も分析)

地下水：2ヶ所×1回=2検体

土 壤：2ヶ所×1回=2検体

3 採取及び分析方法

大 気：ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル

(令和4年3月；環境省 水・大気環境局 総務課・大気環境課)

試料採取は、100 L/min程度の中流量で7日間の連続採取を行い、総吸引量が1,000 m³程度となる方法による。

水質：日本産業規格K 0312：2020

底 質：ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル

(令和4年3月；環境省 水・大気環境局 水環境課)

地下水：日本産業規格K 0312：2020

平成12年4月26日付、環水企第231号(環境庁)

『ダイオキシン類の測定のための地下水の採水に係る留意事項について』

土 壤：ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル

(令和4年3月；環境省 水・大気環境局 土壌環境課)

※ 1. 水質について、河川の採取であり、橋等よりバケツ等で採取すること。

2. 底質について、エクマンバージ型採泥器により採取すること。
3. 地下水について、採取は東大阪市が行う。ただし、採取用の容器については、受託者が用意し、指示を受けた日までに東大阪市の指定場所まで持参又は送付すること。また、受託者は、東大阪市より検体の採取を行ったと連絡を受けた時は速やかに指示された場所にて検体の受け取りを行うこと。
4. 土壌について、採取は東大阪市が行う。受託者は、東大阪市より検体の採取を行ったと連絡を受けた時は速やかに指示された場所にて検体の受け取りを行うこと。分析後の採取容器については十分に洗浄し、東大阪市内に返却する事。

4 採取日程

採取日程について、予定は次のとおりとなるが、雨天や雨天直後などの理由により変更となる場合がある。

以下に、各項目の採取回数とその採取時期の目安を示すが、具体的な日程については市と受託者が協議の上、決定する。

A. 大気

- ・測定日 年4回（春季・夏季・秋季・冬季）

春季：令和8年5月27日から令和8年6月3日まで

夏季：令和8年8月ごろ

秋季：令和8年11月ごろ

冬季：令和9年1月ごろ

B. 水質

- ・測定日 年2回（夏季・冬季）

夏季：令和8年7月ごろ

冬季：令和9年2月ごろ

C. 底質

- ・測定日 年1回（夏季）

令和8年7月ごろ（水質①の夏季測定と同時）

D. 地下水・土壌

- ・測定日 年1回（時期未定）

5 精度管理

精度管理には測定値の十分な信頼性を確保するため、必要な精度管理を「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針」（平成12年11月14日（平成22年3月31日改訂）；環境省）（以下「精度管理指針」という。）に従うこと。

また、精度管理指針による品質保証・品質管理計画書を提出し、精度管理に関する以下の情報も記録しておくこと。

(1) 標準作業手順（SOPs）に規定されていること。

- ・ 日常の点検、調整の記録（装置の校正等）
- ・ 標準物質のメーカー及びトレーサビリティ
- ・ 分析機器の測定条件の設定と結果

(2) 検出下限値及び定量下限値の測定結果

(3) 操作ブランク試験の結果

(4) 分析機器の日間感度の変動

(5) 測定操作記録（前処理・分析に関する記録）

6 目標定量下限値

原則、「3 採取及び分析方法」に示したマニュアル等に記載のものとする。記載のないものについては、原則、基準または参考値の1/10値を定量下限の目標値とすること。

しかし、定量可能な場合はこの限りでない。なお、数値の取り扱いは有効数字2桁を原則とし、ND（定量下限値以下）表示をせず不等号「<」表示で表すこと。

7 結果報告

(1) 上記5及び6をふまえ、計量証明書を添付し、精度管理指針による品質保証・品質管理結果報告書も併せて速やかに提出すること。

(2) 測定結果が出次第に速報値を報告するとともに、分析後、概ね1カ月以内に計量証明書を報告書として提出すること。

(3) 定量下限値以下の算定については、別途指示に従うこと。

(4) 品質保証・品質管理結果報告書には、分析データ（濃度及びTEQ換算値の算出過程の明記されたものを含む。）、チャート、検量線図及び「5 精度管理」(1)から(5)の項目も含めること。

(5) 別途環境省報告様式を使用して電子媒体にて報告を行うこと。

8 査 察

「ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針」（平成13年3月30日（平成22年3月31日改訂）；環境省）（以下「外部精度管理指針」という。）に基づき、立入による査察を実施する場合は、外部精度管理指針の別表4の査察時に提出を求める資料を準備しておくこと。なお、査察により生じた費用（交通費、日当、専門家への依頼、操作確認時の試薬等の費用）は受託者負担とする。

9 環境配慮事項

車は低公害車を使用し、報告はできるだけ電子媒体（メール）を使用する等、環境配慮に努めること。

10 その他

本仕様書に明記されていない細部の事項及び業務中に疑義が生じた場合は公害対策課と協議し、その指示を受けること